

不正競争防止法の一部が改正されました！

不正競争防止法改正のポイント

東京商工会議所

平成27年7月3日、不正競争防止法の一部を改正する法律が成立しました(7月10日公布)。同法は公布後6ヶ月以内に施行される予定です。

不正競争防止法とは

- ▶事業者と事業者の間での不正な競争行為を防止するための法律です。
- ▶具体的には、「他社のマークやロゴを勝手に使用」「模倣品・海賊版を提供」「原産地や品質を誤解させる表示」**「窃盗・詐欺などの不正な方法で他社の営業秘密※を取得」**「ライバル会社を陥れるため嘘の情報を流す」などが不正な競争行為とされています。
※機密管理している「顧客名簿」「製造ノウハウ」「設計図」「仕入先リスト」「販売マニュアル」「研究開発データ」などです。
- ▶このような行為によって営業上の利益を侵害された場合、行為の差止めや損害賠償の請求ができます。また、行為者には刑事罰が科される場合もあります。

法改正の理由

- ▶ITの進化や環境の変化を背景に、**営業秘密の漏洩**^{ろうえい}が深刻になってきています。また、漏洩したときの影響も、一段と大きくなっています。
- ▶そこで、不正な方法による漏洩について、**処罰対象になる行為の範囲と罰則などを見直す**ことになりました。

主な法改正事項

①処罰対象になる行為の範囲と罰則の見直し

【対象範囲の拡大】以下の行為も処罰対象になります

- ▶営業秘密の取得等の**未遂行為**
- ▶不正に取得・開示されたものと知りながら行う、**転売等されてきた営業秘密の使用や転売等**
 - ・改正前は、3次的な取得者以降まで転々と不正に流通する名簿や技術情報等についての刑罰はありませんでした。
- ▶**海外のサーバーに保管された情報**の不正取得
 - ・改正前は、日本国内で管理されている営業秘密のみが対象でした。
 - ・クラウドのように、海外のサーバーでデータ保管することが増えていることなどが改正の背景です。

© Jackie Collier Miller

【罰則の強化】以下のように罰則が強化されます(海外での使用などに対しては、下記より更に厳しい罰金となります)

- ▶懲役:10年以下、罰金:個人2千万円以下、法人5億円以下、不当な収益・報酬の没収 となります
(改正前) ..(同上) (1千万円以下) (3億円以下) (没収規定なし)

②営業秘密を侵害して生産された物品の譲渡・輸出入等に対して、損害賠償や差止請求ができるようになります

- ・これらの譲渡・輸出入等の行為は刑事罰の対象になりました

③営業秘密侵害の訴訟では、一定の場合に加害者(被告)が当該秘密の不使用を立証するようになり、被害者(原告)の立証責任が軽減されます

- ・改正前は、立証責任は被害者にありましたが、加害者の不正利用を被害者が立証することは、多くの場合、困難でした。

各社で対応が必要なこと

今回の改正によって営業秘密の保護が強化されますが、法が保護するのは大事な情報である営業秘密を適切に管理している場合です。どのような管理を行えば適切な管理にあたるのかについて、経済産業省の**「営業秘密管理指針」**(H27/1改訂)に記されていますので、ご参照ください。

なお、法に保護されるとはいっても、万一、営業秘密が流出した場合には、経営に甚大な影響となりかねません。重要な営業秘密については、保管や取扱いに十分気をつけましょう(**営業秘密管理指針**に関し、今後マニュアルも作成される見込みです)。

不正競争防止法や**「営業秘密管理指針」**の詳細については経済産業省ホームページでご確認ください。

[<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>](http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html)